



島根県報

平成29年 1月31日 (火)

第 2,873 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則 (審 査 指 導 課) 2

【告 示】

換地処分 (農 村 整 備 課) 2

島根県収入証紙の売りさばきの廃止 (審 査 指 導 課) 2

【公 告】

平成28年度行政書士試験の合格者 (総 務 課) 3

【特定調達公告】

マイナンバー利用事務ネットワーク移行に伴う島根県税務システム設定変更等業務に係る随意契約の相手方等 (税 務 課) 3

【人委規則】

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 3

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則 4

【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定 (2件) 4

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第1号）

1 規則の概要

出納員及び収入分任出納員は、収入金のうちから必要な現金を留め置くことが困難なときは、会計管理者の定めるところにより、会計管理者から歳計現金の一部の交付を受け、つり銭のための現金を保管することができることとした。（第72条の2関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第1号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第72条の2の見出し中「留置き」を「保管」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、出納員及び収入分任出納員は、同項の規定による現金の留置きが困難なときは、会計管理者の定めるところにより、会計管理者から歳計現金の一部の交付を受け、つり銭のための現金を保管することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成29年 1月20日付けで県営土地改良事業に係る佐田地区毛津工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成29年 1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第31号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

平成29年 1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

取消年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売 り さ ば き 場 所
平成29年 1月31日	333	出雲市大津町563	出雲市大津町563

和田 好正

公 告

平成28年度行政書士試験の合格者を決定したので、行政書士法施行細則（昭和26年島根県規則第44号）第3条の規定により、次のとおりその受験番号を公告する。

平成29年 1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

6310007 6310009 6310025 6310072 6310083 6310086 6310095 6310097 6310120 6310158
6310201 6310233

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

マイナンバー利用事務ネットワーク移行に伴う島根県税務システム設定変更等業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年 1月 6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県税務総合オンラインシステム共同企業体

代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 山下 彰 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 堀江 秀三 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

46,049,472円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

人 事 委 員 会 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第1号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「及び新事務棟」を「、新事務棟及び新事務本館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第2号

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則（平成24年島根県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び新事務棟」を「、新事務棟及び新事務本館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

収 用 委 員 会 告 示**島根県収用委員会告示第1号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成29年 1月31日

島根県収用委員会会長 岡 崎 由美子

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（静間・仁摩道路）（島根県大田市静間町字後田地内から同市仁摩町大国字五丁地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県大田市静間町字野伏

（単位：㎡）

地 番	地 目		地 積		収用しようとする土地の面積	収用又は 使用の別	備 考
	公簿	現況	公簿	実測			
758番5	雑種地	山林	130	130.94	130.94	収用	全部

4 土地所有者の氏名及び住所

持分15分の1 不明 ただし、土地登記名義人（亡）石川庄作相続人

（上記相続人は別表のとおり）

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成29年 1月23日

別表

理番号	氏名	住所	持分
1	石川正美	島根県大田市川合町川合2477番地 1 福寿園	不明
2	石川文子	大阪府泉南市樽井八丁目14番22-102号	不明
3	石川征男	大阪府大阪市東淀川区豊新一丁目 4番18号 森岡文化 西棟 2F 8号	不明
4	河村法子	ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市サン・ミゲル・パウリスタ 区イジノ・メサ通り370番 (Rua Higino Messa, 370, Sao Miguel Paulista, Sao Paulo-SP, Brasil)	不明
5	石川道子	岡山県倉敷市児島稗田町2255番地 2 ヴィラサンビーチ25号	不明
6	西村辰子	兵庫県神戸市兵庫区湊川町二丁目 9番 4号	不明
7	石川博子	兵庫県神戸市長田区御船通三丁目 7番地の45	不明
8	坂本和枝	鳥取県米子市尾高599番地 7	不明
9	石川一夫	広島県呉市焼山西三丁目12番26号	不明
10	濱井朝子	島根県江津市嘉久志町イ1752番地 4	不明
11	石川秀次	広島県廿日市市六本松一丁目12番26号	不明
12	金子澄枝	神奈川県横須賀市上町四丁目33番地 5	不明
13	小川洋子	山口県熊毛郡平生町大字平生町189番地の50 はるみハイツ102号	不明
14	石川剛	大阪府豊中市服部南町一丁目 7番 9-701号	不明
15	石川夏樹	兵庫県伊丹市荻野三丁目11番地 2 中沢コーポ302号	不明
16	大角伸幸	広島県広島市佐伯区五日市七丁目 3番 8号	不明
17	大橋勝枝	滋賀県近江八幡市鷹飼町254番地22	不明
18	植永満穂	広島県広島市佐伯区八幡二丁目26番31-201号	不明
19	石川綾子	不明	不明
20	石川ヨシ子	福岡県久留米市大善寺町宮本902番地 5	不明
21	吉田明子	佐賀県三養基郡基山町大字宮浦625番地11	不明
22	野中友江	福岡県八女市立花町下辺春3324番地	不明
23	石川充彦	福岡県久留米市大善寺町宮本902番地 5	不明
24	原田一枝	兵庫県尼崎市南武庫之荘五丁目25番11-102号	不明

島根県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成29年 1月31日

島根県収用委員会会長 岡崎 由美子

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（静間・仁摩道路）（島根県大田市静間町字後田地内から同市仁摩町大国字五田地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県大田市静間町字野伏

(単位：㎡)

地 番	地 目		地 積		収用しようとする土地の面積	収用又は 使用の別	備 考
	公簿	現況	公簿	実測			
752番6	山林	山林	370	370.31	370.31	収用	土地登記名義人 (亡) 柿田要二郎
756番3	畑	山林	259	259.18	259.18	収用	土地登記名義人 (亡) 柿田義清

4 土地所有者の氏名及び住所

土地登記名義人 (亡) 柿田要二郎及び (亡) 柿田義清

上記2名の相続人

柿田 邦雄 島根県大田市大田町大田口338番地6 持分8分の4

天岡 幸雄 広島県広島市安佐南区伴東五丁目28番51号 持分8分の1

石田 義己 広島県広島市東区上温品一丁目6番3号 持分8分の1

石田 貞子 福岡県福岡市早良区西新五丁目12番12号 持分8分の1

森川 涼子 福岡県行橋市大字道場寺680番地 持分8分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成29年1月23日